



東京公務公共一般労働組合東京図書館ユニオン学校図書館分会ニュース

はじめましての方も、お久しぶりの方も、こんにちは。

東京公務公共一般労働組合東京図書館ユニオン 学校図書館分会 分会長 中村由美子です。
杉並区立堀之内小学校で学校司書をしています。

この分会のお知らせ「ひらく」今年度最初の発行です。不定期の発行ですが、皆さんが働いていく上で大事な情報や、なぜ労働組合が大切なのかをお伝えしていければと思います。

団体交渉で今年度はこんなことを要求します

- ☐ 研修の時、残業を認めてほしい。水曜日は1時間目から授業支援がはいつているのに。
- ☐ 時給制だと、ゴールデンウィークやシルバーウィークの月が厳しい。月給制への移行を。
- ☐ 時間外労働の調整が同じ日しか許されなくて困っています。学校司書も先生（教員）のように別の日にも調整することを認めてほしい！

休暇制度 ご存知ですか？

年度のはじめに、会計年度任用職員休暇早見表が配布されますが、今回はその一部を解説します。

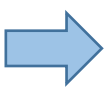
【有給休暇の繰り越しについて】

…有給休暇はその年度内に取得できない場合は1年のみ繰り越しが可能です。ただし、繰り越せる日数は20日までです。

例えば、年休が20日間で、前年度1日も取得しないと、次年は40日付与されます。ですが、またこの年も取得しない場合、次の年に繰り越せるのは20日までなので、新しい年度の付与日数と合わせて40日となり、60日とはなりません。

●年休は大切な権利です。消失しないよう、有給休暇は計画的に取得しましょう。

27年度に繰り越し
可能日数 20日まで



例：26年度付与日数
20日+20日=40

20日分は消滅！

【子の看護等のための休暇について】

…子どもの看護休暇は1人につき5日間認められています。以前は、子の通院や病気の際以外は取得できませんでしたが、現在は学校行事（入園式、入学式、卒園式、卒業式）でも取得が可能になっています。ちなみに、登校の旗振り等のPTA活動はボランティア休暇を取ることができます。

【介護休暇（短期）について】

…要介護者の介護その他世話をを行う場合は、専用の「要介護状態等申出書」に記載し、管理職が認めれば5日間介護休暇を取得可能です。基本、病院の証明書や介護保険証などの提示は求められません。が、管理職から、利用状況確認のために、証明書などの提出を求められた場合は応じる必要があります。

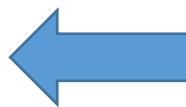
【病気休暇について】

…インフルエンザなどの短期の場合 発症時に医師の診断を受け、必要な休養日数の実と意思を伝えます。後日、医師の診断書等及び、証明書の支払いがわかる領収書などを提出して休暇申請します。

…手術などの長期の場合 あらかじめわかっている手術や療養の見通しを管理職に伝えます。後日、医師の診断書等及び、証明書の支払いがわかる領収書などを提出して休暇申請します。

必要書類・手続きなどは済美教育センター管理係と各学校の管理職と確認してください。手続きは上記のとおりです。私傷病にかかってしまったら病気休暇を取って療養しましょう。

※補足：杉並区では病気休暇（有給・15日）が取得できますが、4日以上休んだ場合「傷病手当金」も利用できます。傷病手当金を申請すると、賃金の3分の2が手当金として支給されます。例えば、病気休暇を消化して以降も休む場合にもこの制度を利用できます。詳しくは、済美教育センター及び学校の管理職にお問い合わせください。



休暇の詳細は
こちらから
確認できます

みなさん、特別休暇は使っていますか？

2026 年度が始まり、日を追うごとに暑くなってきました。体調にはくれぐれもご留意いただき、ともにいい仕事をしていきましょう。組合もいっそう、会計年度任用職員の安定雇用と均等待遇、学校司書の職場環境改善のため頑張ります。

【国・東京都の非常勤職員で改善広がる】

これまで、国の非常勤職員や東京都の会計年度任用職員の特別休暇制度は、特別区で働く会計年度任用職員と比べ、休暇の種類が乏しく、無給のものが多く、均等待遇の課題となっていました。その中で、国の非常勤職員について、2022 年度「配偶者出産休暇の新設」「育児参加のための休暇の新設」「産前産後休暇の有給化」が実現し、2025 年度には「私傷病休暇（病気休暇）を 10 日の範囲で有給」など改善が進みました。また、2026 年度からは、非常勤職員の処遇改善を図り、人材確保にもつながる、魅力ある勤務環境を整備するため「骨髄等ドナー休暇」、「保育時間（育児時間）」、「子の看護等休暇」及び「短期介護休暇」などの有給化を実現しました。

国の動きを受けて東京都でも、2022 年「育児休業の取得要件の改善」「育児参加休暇の取得期間の見直し」「妊娠症状対応休暇の新設（無給）」、2025 年「介護休暇の承認期間の拡充」「病期休暇の新設（有給・最大 10 日）」など、改善が進みつつあります。

【切実な「病期休暇」の格差】

民間職場における格差是正の取り組みでは、日本郵便の非正規労働者の裁判により「夏季冬期休暇」「病期休暇」で、格差を設けることは「不合理な格差」として違法と認められました。会計年度任用職員の病気休暇について、杉並区は 23 区で一番多い 15 日（有給。勤務日じゃない日も連続して取得。）を付与しているものの、正規職員は 90 日が有給となっており、まだまだ格差は存在している状況です。実態として正規職員の学校司書がいない中、正規職員になり代わって学校司書として仕事をしている以上、休暇制度の格差是正は当然ではないでしょうか。

【特別休暇は積極的に使いましょう】

特別休暇制度は、杉並区が自ら思いやりで作ってくれたものではありません。非正規の当事者が区に要求し、交渉して実現したものです。せっかく制度化され権利として認められた貴重な休暇制度ですので、使えるものは積極的に使いましょう。



みなさんの声を寄せてくださいーはむねっと2026アンケートー

会計年度任用職員の不安定雇用、低処遇の問題を社会的に発信し改善を求めている、公務非正規女性全国ネットワーク「はむねっと」が今年もアンケート調査を実施します。当事者である学校司書のみなさまの声をぜひお寄せください。お知り合いの会計年度任用職員の方への回答協力も大歓迎です。回答への協力をどうぞよろしくお願いします。

●アンケート入力フォーム→<https://forms.gle/DKe7qMKxjUFTgDEa6>



■対象者：非正規で国の機関や自治体で働いている（働いていた）方

※既に退職された場合でも、2025年4月から2026年3月の間に在職されていた方を含みます。

※地方自治体が派遣や業務委託、指定管理者など外部委託した職場（役所の窓口、保育園、図書館など）で働く（働いていた）方を含みます。

■回答締切：6月21日（日）23:59まで

■実施団体：公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）

■本アンケートに関する問い合わせ先 メール hiseiki.koumu@gmail.com

あなたも図書館ユニオン学校司書分会に加入しませんか？

自分の働き方について「制度がそうだから」とあきらめていませんか？6年雇止めが撤回されたように、組合を通じて区と交渉することで変えていくことができます。ただ、そのためには、組合に加入し、交渉することが必要です。加入したことで差別や嫌がらせは法律で禁止されています。要求の実現にはたくさんの仲間も必要です。組合では定期的に集まって、交流や交渉準備の話し合いをしています。あなたの声もぜひ聞かせてください。また、興味があるという方には説明もいたしますので気軽にお声掛けください。もちろん、困っていることがあるときもご相談ください。

（組合連絡先）

東京公務公共一般労働組合

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階

電話：03-5395-5255 FAX：03-5395-5139 mail kokyoippan@gmail.com

